

+SA

Plus Sustainable Agriculture
Ver.1.0

解説書

2025年1月版



2025年1月8日 発行

目次

1. 本書について	p.1
2. 著作権	p.1
3. 免責事項	p.1
【+SA専用項目】	
共通項目	p.2
JGAP用項目	p.5
ASIAGAP用項目	p.6
改訂履歴	p.9

1. 本書について

解説書は適合基準への理解を深めるための解説を加えたものです。審査の基準や要求事項ではないことに留意して、参考にご活用下さい。

2. 著作権

本書は一般財団法人日本GAP協会が作成しました。著作権は、日本GAP協会に帰属します。二次的著作物を作成する場合は、日本GAP協会に事前に許諾を得る必要があります。

3. 免責事項

日本GAP協会および+SAの認証機関は、+SA評価を取得した農場・団体が販売する農産物について、法的な責任を負いません。

番号	レベル	管理点	適合基準	解説
+SA専用項目				
SA1	必須	土地の利用権	土地を使用する権利を確認できる法的記録がある。 または正当な所有権、借地権があることを説明できる。	土地を使用する権利を確認できる法的記録には、登記事項証明書(登記簿謄本)や登記済権利証、賃貸借契約書、固定資産税納税通知書などがあります。 これらの法的記録がない場合は、正当な所有権、借地権があることを文書または口頭により説明します。 取組例 ・借地権の概要について記載した帳簿を作成する。
SA2	必須	土地の購入	土地を購入する場合は以下の条件を満たしている。 (1) 公式・非公式にかかわらず土地所有権を設定していない場合は、耕作を行う権利を示す文書がある。 (2) 購入する土地の境界が明確でない場合は、近隣住民や地元の市町村がその土地の所有権を認めている。 (3) 土地の所有権に関し紛争がある場合は、話し合いにより公平かつ適時に処理されている。	これから購入する土地、過去1年に購入した土地が対象です。
SA3	必須	商取引の透明性	商取引について、以下の取り組みを実施している。 (1) すべての商取引に関連する文書を保持している (2) 贈収賄、汚職、恐喝、横領、業務上の利益相反、詐欺行為を行わないことを明確化している。	取組例 (1) 領収書、請求書、振込記録などを保管する。 (2) 贈収賄、汚職、恐喝、横領、業務上の利益相反、詐欺行為を行わないことを農場管理の方針に盛り込む、あるいは宣言する書面を作成し押印して保管する。

番号	レベル	管理点	適合基準	解説
SA4	必須	法令の遵守	農業経営に関連する法令の最新情報を入手する手順を文書化している。 また、適用される法律や規制を確実に遵守する手順を文書化している。	<p>最新の法令の確認手順、法令・規則を確実に遵守するための経営者、従業員への周知手順を文書化します。</p> <p>農業関連法令を含む日本の農業行政の最新情報は農水省のウェブサイトが利用できます。 https://www.maff.go.jp/index.html 農業関連法令は下記のURLに掲載されています。 https://www.maff.go.jp/j/law/houreiichiran.html</p> <p>取組例 ・最新の法令が確認できるように、最新の法令文が掲載されているウェブサイト「ブックマーク、お気に入り」に入れ、常に確認できる状態にする。</p>
SA5	必須	販売に関する契約	農産物に関する以下を含む契約について文書化されている。または、作物の購入に同意している協同組合等の団体の会員であることを示すことができる。 (1) 仕様 (2) 価格 (3) 取引量 (4) 支払条件	<p>取組例 ・売買の契約に関する文書(伝票等)を保管する。 ・JAの組合員である証明として組合費の支払い領収書を保管する。</p>

番号	レベル	管理点	適合基準	解説
SA6	必須	農薬の使用	<p>a. 農薬は生産国の登録があるもののみを適切に使用している。</p> <p>b. 薬剤の原体に以下が含まれている農薬を使用していない。使用している場合は、将来的に使わない方針としている。 ・ベノミル、フルオルイミド、フルバリネート、アラクロール、フルアジホップ、ブロマシル、チウラム</p>	<p>bに記載のある原体(有効成分)を含む農薬でも、日本国内において農林水産省登録の農薬をラベルに従って使用することは何ら問題ありませんが、+SAはFSAの基準に基づいているため、日本とは異なる要件が求められている場合があります。</p> <p>取組例 ・ASIAGAP 24.3.7、JGAP C5.3.4で記帳している農薬散布記録から登録のあるもののみを適切に使用していることを示す。</p>
SA7	必須	農地の造成	<p>2015年12月31日以降に農地以外の土地を新たに造成した場合は圃場が原生林、湿地帯、自然保護地域ではないこと、またそれらの地域に影響を与えていないことを文書により証明できる。</p>	<p>2015年12月31日以降に新たに農地造成した圃場のみが対象となります。</p> <p>取組例 ・地図、航空写真等から対象圃場が造成前に自然保護地域ではなく、それらの地域に影響がないことを示す。</p>
SA8	必須	労働者の雇用・採用	<p>a. 農場は労働者の雇用・採用に関する募集費用を負担しており、労働者に負担させていない。</p> <p>b. 人材派遣会社を使っている場合以下を実施していることを確認している。 (1) 国から許可を得ていること (2) 詐欺的または強制的な募集慣行を行っていないこと (3) 労働関係法令の労働者関連要件に準拠していること</p>	<p>b. 人材派遣会社について、外国人技能実習制度の監理団体を含みます。</p> <p>取組例 b.(1)厚生労働省職業安定局「許可・届出事業所の検索 労働者派遣事業」で許可のある派遣元が調べる。人材派遣会社に(2)、(3)についての誓約書を依頼する。 b.外国人技能実習生について、外国人技能実習機構ウェブサイトで許可監理団体であることを確認する。</p>

番号	レベル	管理点	適合基準	解説
SA9	必須	自己点検の実施	<p>農場管理の改善のために、以下のことを年1回以上実施し、記録している。</p> <p>(1) 『+SA専用項目』のすべての管理点についての自己点検 (2) 自己点検の結果、不適合だった項目の改善</p> <p>※ 団体認証の場合は、内部監査に置き換えても良い。</p>	自己点検を実施する者は協会指定の+SA教材を学習することを推奨します。
JGAP用項目				
SA10	必須	水の使用権	<p>水の使用量に関する行政や地域での取り決め、指導・許可制度がある場合は、それに従って節水に協力している。</p>	<p>※ASIAGAP 16.4(1)と同じ</p> <p>指導・許可制度には、湯水時の使用制限、地下水の使用量の報告義務等がある。</p> <p>取組例 土地改良区に水の使用量に関する取り決めを確認し、それに即した対応を行う。</p>

番号	レベル	管理点	適合基準	解説
ASIAGAP用項目				
SA11	必須	炭素の貯留に配慮した土づくり	<p>土づくり、有機物の地域内循環および温室効果ガス低減対策のために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 炭素貯留に配慮した土づくり計画の文書化</p> <p>(2) 地域内で発生する有機物、植物残渣の積極的な活用</p>	<p>※JGAP C1.3と同じ</p> <p>炭素貯留とは土壤中に炭素を溜めることです。二酸化炭素は温室効果ガスであるため、難分解性の土壤有機物として土壤中に長く貯蔵されれば、地球温暖化緩和につながるとされています。</p> <p>(1) 植物由来の有機物(緑肥、麦稈、もみ殻等)の圃場への投入、不耕起栽培等の炭素貯留に寄与する計画を作成します。</p> <p>取組例 下記を含む土づくり計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壤への堆肥や緑肥等の有機物の継続的に施用する。 ・ 難分解性であるバイオ炭を施用する。 ・ 作物残さのすき込み(圃場に残すと病害虫がまん延する可能性のある場合を除く)をする。 ・ 不耕起又は省耕起栽培を実施する。

番号	レベル	管理点	適合基準	解説
SA12	必須	省エネルギーの推進	<p>温室効果ガス削減対策のために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量の把握</p> <p>(2) 施設、機械の省エネルギーのための計画を文書化および実施</p> <p>(3) 再生可能エネルギーの採用の検討</p>	<p>※JGAP 11.2と同じ</p> <p>温室効果ガスを削減するために、農場内で使用しているエネルギーを把握し、削減する計画を立てて、実施します。</p> <p>省エネルギーのための計画は、活動計画でも数値計画でも良く、農場の状況に合わせて作成します。</p> <p>取組例</p> <p>(1) 購入伝票や使用量のお知らせを保管する。</p> <p>(2) 以下のことを検討した計画書を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業工程を見直し、作業効率を上げる。 ・ 不要な照明は消灯する。 ・ 冷蔵庫や暖房の温度設定の最適化、ハウスの被覆の修繕 ・ エネルギー効率の高い器材・機械を選択する(LED照明への変更など) <p>(3) 風力発電やソーラーシェアリングについて調べ、資料を保管する。</p>

番号	レベル	管理点	適合基準	解説
SA13	必須	危険物の保管 (肥料)	火災等事故を防ぐために、発熱・発火・爆発の恐れがある肥料を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管している。	※JGAP C6.3.1と同じ 発熱・発火・爆発の恐れがある肥料には硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硝酸カルシウム、硫黄粉末、生石灰があります。
SA14	必須	肥料等の保管条件	肥料等の品質劣化および環境汚染防止、労働安全、食品安全のために、袋詰めの肥料等の保管について以下に取り組んでいる。 (1) 保管場所に覆いがあり、日光、霜、雨、外部から流入する水による肥料への影響を防いでいること (2) ごみやこぼれた肥料の除去・清掃 (3) 肥料等を直接土の上に置いていないこと (4) 農薬入り肥料および石灰窒素は、ラベルに記載のある保管方法で保管すること (5) 崩落・落下を防ぐ保管方法 (6) 農産物・種苗への汚染防止	※JGAP C6.3.2と同じ 取組例 (4) 農薬成分が他の肥料に付着しないように離して保管する。 (5) 肥料袋は積み上げる高さを制限する。
SA15	必須	堆肥の保管	環境汚染防止および交差汚染防止のために、製造途中の堆肥および流出液について必要な対策を実施している。	※JGAP C6.3.3と同じ 堆肥、流出液が河川や用水に流出しない対策を実施します。 取組例 ・堆肥置き場の近隣に農産物を置かない。 ・床を不浸透性材料(コンクリート等)で作り、風雨を防ぐ覆いや側壁を設ける

改訂履歴

改訂日	番号	改訂部分	改訂後	改訂前
2025年 1月8日	SA6	解説	<p>bに記載のある原体(有効成分)を含む農薬でも、日本国内において農林水産省登録の農薬をラベルに従って使用することは何ら問題ありませんが、+SAIはFSAの基準に基づいているため、日本とは異なる要件が求められている場合があります。</p> <p>取組例 ・ASIAGAP 24.3.7、JGAP C5.3.4で記帳している農薬散布記録から登録のあるもののみを適切に使用していることを示す。</p>	<p>取組例 ・ASIAGAP 24.3.7、JGAP C5.3.4で記帳している農薬散布記録から登録のあるもののみを適切に使用していることを示す。</p>

一般財団法人日本GAP協会
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号
日本農業研究所ビル 4階
<https://jgap.jp>

